



田村市

プレスリリース／田村市役所
令和 7 年 1 月 21 日（火曜日）

報道機関各位

議会の議決に付すべき案件の追認について

平成 27 年度、令和 2 年度及び令和 6 年度に購入しました、小学校教師用教科書及び教師用指導書購入について、議会の議決を付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を経て契約すべきところ、議決の手続きを行っておりませんでした。

教師用教科書等は複数の事業者より購入しており、いずれの年度も 1 事業者当たりの予定価格が 2 千万円を下回っていたため、議決の手続きは必要ないものと判断しておりましたが、茨城県等の自治体で同様の事案があり、内容等を確認したところ、各事業者との予定価格の総額で判断すべきことがわかりました。

そのため、いずれの年度においても契約額の総額が 2 千万円を超えていたことから、本日 1 月 21 日に田村市議会第 1 回臨時会に追認議案を提出し、議決を受けましたので公表いたします。

このような事態を招いてしまい、大変申し訳ございませんでした。今後、同様の事態が生じないように、再発防止に努めてまいります。

記

1. 追認議決案件

（１）平成 27 年度小学校教師用教科書及び指導書の取得

契約総額（3 事業者） 25,299,637 円

（２）令和 2 年度小学校教師用教科書及び指導書の取得

契約総額（3 事業者） 26,230,709 円

（３）令和 6 年度小学校教師用教科書及び指導書の取得

契約総額（2 事業者） 37,593,338 円

- #### 2. 再発防止策
- ・教師用指導書等及びその類については、1 事業者との予定価格ではなく、総額での予定価格であることの認識を持つこととし、各部署でも共有してまいります。

【本件に関する問い合わせ先】 田村市教育委員会 学校教育課

電 話：0247-81-1214 メール：gakko@city.tamura.lg.jp